

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="169 904 770 1391"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="169 904 770 954">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 954 571 1099">教育次長、本庁の室長、参事、総括課長及び局付</td> <td data-bbox="571 954 770 1099">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1099 571 1346">教育企画室の職員（室長及び教育企画推進監の担当区分にある職員を除く。）及び学校教育室の職員（室長及び学校教育企画監の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="571 1099 770 1346">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="169 1346 770 1391">[略]</td> </tr> </table>	[略]		教育次長、本庁の室長、参事、総括課長及び局付	[略]	教育企画室の職員（室長及び教育企画推進監の担当区分にある職員を除く。）及び学校教育室の職員（室長及び学校教育企画監の担当区分にある職員を除く。）	[略]	[略]		<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="858 904 1460 1391"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="858 904 1460 954">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 954 1259 1055">教育次長、本庁の<u>首席服務管理監</u>、室長、参事、総括課長及び局付</td> <td data-bbox="1259 954 1460 1055">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 1055 1259 1099"><u>服務管理担当の職員</u></td> <td data-bbox="1259 1055 1460 1099"><u>首席服務管理監</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 1099 1259 1346">教育企画室の職員（室長及び教育企画推進監の担当区分にある職員を除く。）及び学校教育室の職員（室長及び学校教育企画監の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="1259 1099 1460 1346">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="858 1346 1460 1391">[略]</td> </tr> </table>	[略]		教育次長、本庁の <u>首席服務管理監</u> 、室長、参事、総括課長及び局付	[略]	<u>服務管理担当の職員</u>	<u>首席服務管理監</u>	教育企画室の職員（室長及び教育企画推進監の担当区分にある職員を除く。）及び学校教育室の職員（室長及び学校教育企画監の担当区分にある職員を除く。）	[略]	[略]	
[略]																			
教育次長、本庁の室長、参事、総括課長及び局付	[略]																		
教育企画室の職員（室長及び教育企画推進監の担当区分にある職員を除く。）及び学校教育室の職員（室長及び学校教育企画監の担当区分にある職員を除く。）	[略]																		
[略]																			
[略]																			
教育次長、本庁の <u>首席服務管理監</u> 、室長、参事、総括課長及び局付	[略]																		
<u>服務管理担当の職員</u>	<u>首席服務管理監</u>																		
教育企画室の職員（室長及び教育企画推進監の担当区分にある職員を除く。）及び学校教育室の職員（室長及び学校教育企画監の担当区分にある職員を除く。）	[略]																		
[略]																			
<p>(出勤簿取扱主任)</p> <p>第5条 出勤簿取扱主任は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" data-bbox="148 1536 770 1731"> <tr> <td data-bbox="148 1536 304 1682">本庁</td> <td data-bbox="304 1536 770 1682">室課の長があらかじめ指定する者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="148 1682 770 1731">[略]</td> </tr> </table>	本庁	室課の長があらかじめ指定する者	[略]		<p>(出勤簿取扱主任)</p> <p>第5条 出勤簿取扱主任は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" data-bbox="831 1536 1460 1731"> <tr> <td data-bbox="831 1536 989 1682">本庁</td> <td data-bbox="989 1536 1460 1682">室課の長又は<u>服務管理監（教育長があらかじめ指定する者に限る。以下同じ。）</u>があらかじめ指定する者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="831 1682 1460 1731">[略]</td> </tr> </table>	本庁	室課の長又は <u>服務管理監（教育長があらかじめ指定する者に限る。以下同じ。）</u> があらかじめ指定する者	[略]											
本庁	室課の長があらかじめ指定する者																		
[略]																			
本庁	室課の長又は <u>服務管理監（教育長があらかじめ指定する者に限る。以下同じ。）</u> があらかじめ指定する者																		
[略]																			
<p>2 [略]</p> <p>(職務専念義務免除)</p> <p>第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を得ようとするときは、別に定める様式による職務専念義務免除申請書を所属長を經由して<u>教職員課総括課長</u>に提出しなければならない。ただし、短時</p>	<p>2 [略]</p> <p>(職務専念義務免除)</p> <p>第7条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号）第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を得ようとするときは、別に定める様式による職務専念義務免除申請書を所属長を經由して<u>服務管理監</u>に提出しなければならない。ただし、短時間等の</p>																		

間等の場合で別に定めるものについては、別に定める様式による職務専念義務免除承認整理簿に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2 [略]

（営利企業等への従事許可）

第9条 職員は、法第38条の規定に基づき営利企業等に従事するため許可を受けようとするときは、別に定める様式による営利企業等従事許可申請書を所属長を経由して教職員課総括課長に提出しなければならない。ただし、別に定める軽易なものについては、別に定める様式による営利企業等従事許可整理簿に所要事項を記入して所属長の許可を受けることにより、営利企業等従事許可申請書の提出を省略することができる。

2 前項の許可に係る理由が消滅したときは、速やかに別に定める様式による営利企業等離職（廃止）届を、同項本文の許可を受けている職員にあっては所属長を経由して教職員課総括課長に、同項ただし書の許可を受けている職員にあっては所属長にそれぞれ提出しなければならない。

（兼職及び他の事業等の従事）

第10条 職員は、教育公務員特例法第17条第1項の規定により教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事するため承認を得ようとするときは、別に定める様式による兼職等従事承認申請書を所属長を経由して教職員課総括課長に提出しなければならない。ただし、別に定める軽易なものについては、別に定める様式による兼職等従事承認整理簿に所要事項を記入して所属長の承認を得ることにより、兼職等従事承認申請書の提出を省略することができる。

（非常事態の措置）

第32条 当直員は、県、職員若しくは児童若しくは生徒に関する重大な事件が発生したとき、又は庁舎及びその付近に火災その他の災害が発生したときは、次の各号に掲げる者にその掲げる順序により直ちに連絡してその指揮を受けるとともに、必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。

(1) [略]

(2) 当該事件に最も関係の深い本庁の室課の長及び教育企画室長

(3)～(5) [略]

2 [略]

場合で別に定めるものについては、別に定める様式による職務専念義務免除承認整理簿に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。

2 [略]

（営利企業等への従事許可）

第9条 職員は、法第38条の規定に基づき営利企業等に従事するため許可を受けようとするときは、別に定める様式による営利企業等従事許可申請書を所属長を経由して服務管理監に提出しなければならない。ただし、別に定める軽易なものについては、別に定める様式による営利企業等従事許可整理簿に所要事項を記入して所属長の許可を受けることにより、営利企業等従事許可申請書の提出を省略することができる。

2 前項の許可に係る理由が消滅したときは、速やかに別に定める様式による営利企業等離職（廃止）届を、同項本文の許可を受けている職員にあっては所属長を経由して服務管理監に、同項ただし書の許可を受けている職員にあっては所属長にそれぞれ提出しなければならない。

（兼職及び他の事業等の従事）

第10条 職員は、教育公務員特例法第17条第1項の規定により教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事するため承認を得ようとするときは、別に定める様式による兼職等従事承認申請書を所属長を経由して服務管理監に提出しなければならない。ただし、別に定める軽易なものについては、別に定める様式による兼職等従事承認整理簿に所要事項を記入して所属長の承認を得ることにより、兼職等従事承認申請書の提出を省略することができる。

（非常事態の措置）

第32条 当直員は、県、職員若しくは児童若しくは生徒に関する重大な事件が発生したとき、又は庁舎及びその付近に火災その他の災害が発生したときは、次の各号に掲げる者にその掲げる順序により直ちに連絡してその指揮を受けるとともに、必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。

(1) [略]

(2) 教育企画室長及び当該事件に最も関係の深い本庁の室課の長又は服務管理監

(3)～(5) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。